六　信号搬送波のレベルと妨害波（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信者端子までのもので、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるものに限る。）のレベルとの差	(一)　三次相互変調による妨害波の場合であって、かつ、次のとおりであること。 イ　周波数選択出力装置を使用する有線放送設備の場合にあっては、（一）三一デシベル以下 ロ　イ以外の場合にあっては、（一）三六デシベル以下 (二)　(一)以外の場合にあっては、（一）三一デシベル以下
七　その他の妨害波及びひずみ（いずれもヘッドエンドにおける第一中間周波数の入力端子から受信者端子までのものに限る。）	映像又は音声その他の音響に障害を与えないものであること。

2　受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。

一　保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子

区別	条件
一　信号搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から保安装置まで又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであって、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）一五デシベル以下
二　信号搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）二四デシベル以下

二　受信用光伝送装置の入力端子

区別	条件
一　総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した信号搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであって、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）一六デシベル以下
二　信号搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであって、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）二四デシベル以下

第三章　雑則

（使用する電磁波の条件）

第二十六条　次の各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁波が当該電磁波を使用する有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

一　受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

二　受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

三　受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、四八五・八七メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

四　受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、一、七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

五　受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

六　受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

2　前項各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、前項の規定によるほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に基づき、受信者端子において当該電磁波が当該電磁波を使用する有線放送設備で行われる前項各号に掲げる有線テレビジョン放送等の受信に検知される影響を与えないものでなければならない。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

別図解一（第11条第１項関係）

(1)　六四値直交振幅変調の場合

